

## 千葉市医療扶助適正化推進事業評価会議設置要綱

### (設置)

第1条 生活保護法医療扶助における後発医薬品の使用促進、生活習慣病患者に対する健康管理支援、頻回受診対策等について、関係部局からの取組みの評価を受け、効果的な事業実施の仕組みを構築するため、医療扶助適正化推進事業評価会議（以下「評価会議」という。）を置く。

### (所掌)

第2条 評価会議は、次の事項を所掌する。

- (1) 医療扶助適正化推進事業に対する評価に関すること。
- (2) その他、医療扶助適正化推進事業に係る課題に関すること。

### (組織)

第3条 評価会議は別表に掲げる構成員をもって組織する。

- 2 評価会議に議長を置き、議長は構成員の互選により選出する。

### (会議)

第4条 議長は、関係職員を招集し事業評価を求めることとする。

- 2 議長は、必要に応じ前項の規定による招集のほか、書面により関係課に対して事業評価を求めることができる。

### (事務局)

第5条 評価会議の事務局は、保護課とする。

### (委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、評価会議に関し必要な事項が生じた場合は、議長が定める。

### 附 則

この要綱は、平成30年3月27日から施行する。

別表

保健所
保健福祉総務課
健康企画課
健康支援課
健康保険課
保護課